

# 特定非営利活動法人 生活困窮・ホームレス自立支援 ガンバの会

## 職員給与規程

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 職員就業規則第21条の規程により、特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会（以下：法人という）職員の給与については、本規程の定めるところによる。

#### (均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条または社会的身分を理由として差別的な取扱いはしない。

#### (男女均等待遇)

第3条 職員の男女の性別を理由として差別的な取扱いをしない。

#### (給与の体系)

第4条 職員の給与の体系は以下に掲げるものとする。

- (1)基本給
- (2)役職手当
- (3)通勤手当
- (4)その他の手当

#### (給与締切日、支払方法および支払日)

第5条 給与は月の1日から起算し、月末日に締め切り計算する。

- 2 支払いは、職員に直接支払うものとする。
- 3 給与は毎月5日に支払う。ただし、支給日が法人の休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。ただし、介護事業部は25日支払いを基準とする。

#### (臨時の支払)

第6条 前条1項の規程にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、職員または遺族の請求がある時、給与支払日の前であっても、一ヶ月のうち既往の労働日数に応じ、日割計算して支給する。

- (1)職員の死亡、解雇、または退職した場合。
- (2)前号のほかに、理事長が止むを得ないと認めた場合。

#### (給与の計算方法)

第7条 所定の勤務時間の全部または一部について従事しなかった場合は、その時間についての給与は支給しない。

- 2 前項の場合において、別に定める所定の休暇に該当する場合はその限りではない。
- 3 弇給した職員の給与は、発令日が月中である場合には日割り計算する。
- 4 一給与計算期間において発生した一円未満の端数は一円単位に切り上げる。
- 5 中途採用された職員の給与は日割り計算による。

#### (給与からの控除)

第8条 給与から控除される項目は以下の通りとし、毎月の給与支払いの時、これを控除するも

のとする。

- (1)源泉所得税
- (2)雇用保険料
- (3)社会保険料（厚生年金保険・健康保険）
- (4)住民税

## 第2章 本俸

### (給与の形態)

第9条 職員の給与は月給制とする。

2 職員の基本給については、前職、経験、能力、技術などを勘案し、理事長が裁定する。

### (昇給)

第10条 昇給は現在の該当する号を受けるに至った時から、6ヶ月以上勤務した者につき、理事長が決定する。

### (降給)

第11条 降給は、法人の財政状態が著しく悪化した場合等、止むを得ない場合行うことができる。

2 降給は、個人の勤務実績、能力が著しく悪化し、その任に堪えられなくなった場合、または懲戒処分を受けた者に、その都度理事長が勘案して行うことができる。

## 第3章 手当・賞与・退職金

### (手当の額)

第12条 職員に対して第4条第2号及び第3号に定める手当を、別表に定める通り支給する。

### (賞与の額)

第13条 職員に対して賞与は、職員の出勤状況、勤務成績、法人の財政状況を考慮の上、理事長が裁定する。

2 賞与は、6月及び12月に支給する。

3 対象者は過去の半年の就業率によって下記の支給基準日に在籍する職員とする。ただし、就業期間が半年に満たない場合は月割とする。

・夏期；5月31日           ・冬期；11月30日

### (退職金)

第14条 職員の退職金は、別表に定めるところにより、支給する。

## 第4章 改廃

### (改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事長が発案し、法人理事会の決議によって行われる。

附則；この規程は2009年4月1日から施行する。

・2016年7月28日改定

## 【別 表】

### ①各手当

- (1)役職手当：役職手当は、役職者に対し、基本給月額の100分の10から100分の30までの割合を基準として理事長が裁定した額を基本給に合わせて支給する。
- (2)通勤手当：公共交通機関利用のみ、月額実費を支給する。その他車両などを利用する者については、一定額内において支給することがある。
- (3)その他の手当：超過勤務手当及び休日出勤手当等は、次の算式によって支給する。

#### i) 平日の時間外労働

基本賃金

\_\_\_\_\_

×時間外勤務時間 ×1.25

8×該当月の勤務すべき日数

#### ii) 休日出勤労働

基本賃金

\_\_\_\_\_

×時間外勤務時間 ×1.35

8×該当月の勤務すべき日数

#### iii) 深夜労働

基本賃金

\_\_\_\_\_

×時間外勤務時間 ×1.5

8×該当月の勤務すべき日数

\*ただし、役職者について、及び職員のボランティア事業活動時間はこれに含まない。

### ②退職金

- (1)常勤職員及び契約社員のみの支給とする。

- (2)支給額については、以下の通りとする。

勤務年数	常勤職員	契約職員
3年未満	支給額なし	支給額なし
3年～5年未満	50,000円	30,000円
5年～7年未満	最終給与の1/2ヶ月分	50,000円
7年～10年未満	最終給与の1ヶ月分	最終給与の1/2ヶ月分
10年～15年未満	最終給与の2ヶ月分	最終給与の1ヶ月分
15～20年未満	最終給与の3ヶ月分	最終給与の2ヶ月分
20～30年未満	最終給与の4ヶ月分	最終給与の3ヶ月分
30年以上	最終給与の5ヶ月分	最終給与の3ヶ月分

- (3)懲戒処分等により、退職する者については支給しない。

- (4)パート職員については、謝金として理事長の判断において、支給することができる。

# 特定非営利活動法人 生活困窮・ホームレス自立支援 ガンバの会

## 就業規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という）は、職員の労働条件、服務規程その他の就労に関する事項を定めるものである。

2. この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、第2章にて定める手続きにより採用された職員に適用し、非常勤職員においてはこれを準用する。

#### (規則の遵守)

第3条 特定非営利活動法人生生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会（以下「法人」という）および職員は、ともにこの規則を守り協力して業務の運営に当たらなければならない。

### 第2章 採用

#### (採用手続)

第4条 法人は、就職希望のうちから選考して職員を採用する。

#### (採用時の提出書類)

第5条 職員に採用された者は、次の書類を採用から2週間以内に提出しなければならない。

①住民票記載事項の証明

②職歴のある者は、雇用保険被保険者証

③その他法人が指定するもの

2. 前項の提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに書面にてこれを届けなければならない。

#### (試用期間)

第6条 新たに採用した者については、採用の日から3ヶ月を試用期間とする。ただし法人が適当と認めた場合は、この期間を短縮することができる。

2. 試用期間中に職員として不適当とされた者を法人は解雇することができる。

3. 試用期間は、勤続年数に通算する。

#### (労働条件の明示)

第7条 法人は、職員との労働契約の締結に際して、採用時の賃金、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするものとする。

#### (休職)

第8条 職員が次の場合に該当する時には、所定の期間を休職とする。

①私傷病による欠勤が1ヶ月を超え、なお治療を継続する必要があるために勤務ができないと認められた時、欠勤の初日から起算して半年とする。

②前号のほかに、特別の事情があり休職させることが適当と認められる時。この場合法人は

必要な期間を定める。

2. 休職期間中に休職事由が消滅した時は、元の職に復帰させる。ただし、元の職務に復帰されることが困難であるか、適当でない場合は他の職務に就かせることができる。
3. 第1項第1号により休職し、休職期間が満了しても傷病が治癒せずに就業が困難な場合には、休職期間の満了をもって退職とする。

(引継)

第9条 退職をする者は速やかに残務の処理をおこない、新たに採用された者に、引継ぎを終了しなければならない。

(職種変更の申し出)

第10条 職員が、健康その他止むを得ない事由によって職種の変更を申し出た時は、法人はその事情を勘案して決定しなければならない。

### 第3章 服務規律

(遵守事項)

第11条 職員は以下の事項を遵守するものとする。

- ①法人の名誉または信用を傷つける行為をしないこと。
- ②職務上知り得た個人情報および関係機関等の機密を漏らさないこと。なお退職後も同様にこれを守ることとする。
- ③みだりに遅刻、早退、私用外出および欠勤をしないこと。止むを得ず遅刻、早退、私用外出および欠勤をする時は、事前に届け出ること。
- ④勤務時間中は、みだりに定められた場所を離れないこと。
- ⑤許可なくして職務以外の目的で法人の設備、物品を使用しないこと。
- ⑥職務を利用して自己の利益を図り、また不正な行為を行わないこと。
- ⑦性的な言動によって他の職員に不快な思いを抱かせたり、就業環境を乱さないこと。
- ⑧その他酒気を帯びて就業するなど、職員として相応しくない行為をしないこと。

(出退勤)

第12条 職員は出退勤に当たっては、出勤簿に時間を記載しなければならない。また自宅から仕事先に直行する場合また外出先から直帰する場合には、その旨連絡をしなければならない。

(遅刻・早退・欠勤等)

第13条 職員が、遅刻、早退もしくは欠勤をし、または勤務時間中に私用で外出する時は、事前に申し出て許可を受けなければならない。ただし止むを得ない事由で事前に申し出しができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2. 傷病のため欠勤が引き続き5日以上に及ぶ時は、医師の診断書を提出しなければならない。

### 第4章 労働時間および休日

(労働時間および休日)

第14条 労働時間は、1週間につき40時間とし、1日につき8時間を原則とする。

2. 勤務時間、曜日等は事前に法人と調整して決定する。これにより毎月勤務表を作成して運

用するものとする。

3. 業務上の必要がある場合には、勤務日を他の日に振返ることができる。
4. 始業時間は午前 9 時とし、終業時間は午後 6 時とする。なおこの内の 60 分（12:00～13:00 を原則とする）は休憩時間とする。

#### （休日）

第 15 条 職員の休日は、原則以下の通りとする。

- ①土曜日、日曜日、国民の祝日
- ②年末・年始（原則 12 月 30 日～1 月 3 日とする）
- ③その他法人が指定する日

## 第 5 章 休 暇 等

#### （年次有給休暇）

第 16 条 各年次毎に、常勤職員には勤続年数に応じて以下の通り、年次有給休暇を与える。

初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度以降
10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

\* 初年度は就労可能な月数に応じて付与日数を計算する。ただし端数は切り上げる。

2. 各年次毎に、パートタイム職員には勤続年数に応じ以下通り、年次有給休暇を与える。

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度以降
週 4 勤務	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
週 3 勤務	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
週 2 勤務	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
週 1 勤務	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

\* 初年度は就労可能な月数に応じて付与日数を計算する。ただし端数は切り上げる。

3. 試用期間中は、原則有給休暇は付与しない。
4. 職員は年次有給休暇を取得する時は、前もって法人に届けなければならない。ただし法人は、事業の正常な運営に支障がある時は、職員が請求した期日を変更することができる。
5. 当該年度に新たに付与した休暇を取得しなかった場合は、残日数を翌年に繰り越すことができる。

#### （産前・産後および母性保護のための休業）

第 17 条 6 週間以内（多胎妊娠の場合は 14 週間以内）に出産する予定の女性職員から請求がある場合には休業させる。

2. 出産した女性職員は、産後 8 週間は休業させる。ただし産後 6 週間を経過した職員から請求があった時は、医師が可能と認めた場合に限り就業させることができる。
3. 妊娠中または出産後 1 年を経過しない女性職員に対して、法により定められた休暇等の配慮をしなければならない。

#### （育児時間・育児休暇）

第 18 条 1 歳未満の子を養育する職員から請求があった時は、休業時間に加えて 1 日について 2 回、1 回につき 30 分の育児時間を与える。

2. 1歳未満の子を養育するために必要がある時は、法人に育児休暇の取得を申請する事ができる。詳細は別途定める。

(介護休暇)

第19条 職員は必要に応じて、法人に介護休暇を申し出る事ができる。詳細は別途定める。

(慶弔休暇)

第20条 職員が以下の事由により休暇を申請した場合は、法人は以下のとおり慶弔休暇を与える。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ①本人が結婚した時           | 7日 |
| ②配偶者が出産した時          | 3日 |
| ③配偶者、子供、父母が死亡した時    | 5日 |
| ④兄弟姉妹、祖父母、義父母が死亡した時 | 3日 |

## 第六章 給与

(給与)

第21条 給与に関しては、別途「職員給与規定」にて定める。

(休暇中の給与)

第22条 第16条で定める年次有給休暇については、所定労働時間労働した時に支払われる通常の賃金を支給する。

2. 第17条、第18条第2項、第19条で定める各休暇については、原則無給とする。

## 第七章 定年・退職および解雇

(定年・再雇用)

第23条 職員の定年年齢は満65歳に達した直後の3月31日とする。

2. 前項の規程にもかかわらず、法人が必要と認めた場合は、1年を単位として再雇用契約を結ぶことができる。

(退職)

第24条 前条に定めるものの他、職員が次のいずれかに該当する時は退職とする。

- ①本人が退職を申請し、法人がそれを認めた場合。
- ②期間を定めて雇用された者が、その期間を満了した場合。
- ③第8条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合。
- ④職員本人が死亡した場合。

(解雇)

第25条 職員が以下のいずれかに該当するときは、解雇するものとする。ただし第11条①~⑧の事由に該当すると認められた時には、事項に応じて法人が定めるところとする。

- ①事業の休廃止または縮小等、事業の運営上止むを得ない場合。
- ②本人の身体または精神に障害があり、医師の診断にもとづき業務の遂行に耐えられないと認められた場合。
- ③勤怠および勤務成績が不良で、就業に適しないと認められた場合。
- ④前各号に順する止むを得ない事由がある場合。

2. 前項の規程により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、少なくとも平均賃金の30日分を法人は支払うものとする。

## 第8章 災害補償

### (災害補償)

第26条 職員が業務上負傷、疾病または死亡した時は、労働者災害補償保険法により補償をおこなう。なお、労働者災害補償保険法の休業補償給付または休業給付を受ける待機期間（休業1日目より3日目まで）については、その職員の平均賃金の6割を法人が補償する。

## 第9章 表彰および懲戒

### (表彰)

第27条 職員が以下に該当する場合は賞金または賞品を授与し表彰をおこなう。

- ①永年勤続し勤務成績が優れている時。(10年、20年、25年)
- ②勤務成績が優れ、業務に関連して有益な改善、提案をおこない、業績の向上に貢献した時。
- ③重大な事故、災害を未然に防止し、または事故災害等の非常の際に適切な行動により災害の拡大を防ぐ等の功績があった時。
- ④その他、前各号に準ずる行為で、他の職員の模範となり、法人の信用を高めた時。

### (懲戒)

第28条 以下のいずれかの事由に該当する場合は、譴責、減給または出勤停止とする。

- ①止むを得ない理由がなく無断欠勤が1日以上におよぶ時。
- ②欠勤、遅刻等をしばしば繰り返す時。
- ③過失により法人に損害を与えた時。
- ④素行不良により法人の秩序、風紀を乱した時。
- ⑤その他、この規程に違反したり前各号に準ずる行為をおこなった時。

### 2. 以下のいずれかに該当する時は懲戒解雇とする。

- ①止むを得ない理由が無いにも関わらず、無断欠勤が5日に及び、出勤の督促に応じない時。
- ②止むを得ない理由が無いにも関わらず、遅刻、早退、欠勤を繰り返し、再三の注意にも応じない時。
- ③法人の内外において、窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった時。
- ④故意または重大な過失により、法人に甚大な損害を与えた時。
- ⑤職場の内外において、他の職員等にセクシャル・ハラスメントと認められる行為をおこなった時。
- ⑥許可無く法人の文書・帳簿等をみだりに他者に縦覧させたり、無断で複写し外部に持ち出した時。

## 第10章 福利厚生

### (福利厚生)

第29条 法人は福利厚生の一環として第20条の各号に該当する時、職員に別途定める慶弔金を

支給する。

(雇用保険)

第30条 法人は雇用保険・労働災害保険など、被保険者に該当する職員に必要な手続きを行う。

(教育訓練)

第31条 法人は職員に対して、必要な場合には、教育訓練を実施する。

## 第11章 安全衛生

(安全衛生)

第32条 法人は職員の作業環境の改善を図り、安全衛生教育の実施等の措置を講じることとする。

2. 職員は安全衛生に関する法令、規則および法人の規則を守り、法人と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

## 第12章 改 廃

(規則の改廃)

第33条 本規則の改廃は、職員代表の意見を聞き、法人の理事会の決議により行うものとする。

附則

この規則は2009年4月1日から施行する。

2018年1月25日改定

## 【別 表】

### ①育児休暇

- ・育児休暇の申請に関する諸条件は次の通りとする。
  - (1)育児休暇を必要とする職員は、休業開始予定日の1ヵ月前までに、法人に申請を行う。
  - (2)育児休暇を申請できる職員は、雇用期間が1年以上ある者とする。ただし、配偶者が子どもを養育できる状態にある者は、申請ができない。
  - (3)育児休暇中の賃金については、第22条2項の通り原則支払われないが、休業前の2年間に1ヵ月に11日以上働いた月が12ヵ月以上ある者については、月給の30%が雇用保険から「育児休業給付金」として支払われることがある。

### ②介護休暇

- ・介護休暇の申請に関する諸条件は次の通りとする。
  - (1)職員が、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合とする。
  - (2)介護休暇を申請する場合の要介護者の対象は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、及び同居の祖父母、孫、兄弟姉妹、子の配偶者とする。
  - (3)介護休暇の期間は、要介護者の介護が必要とする期間のうち、連続する6ヵ月の期間内とする。
  - (4)介護休暇の申請の単位は、1日及び1時間からとし、1時間を単位とする場合は、1日のうち、連続する4時間以内とする。
  - (5)上記(4)項においての休暇に対しては、1時間単位で給与額は減額されるものとする。
  - (6)介護休暇の申請に対し、法人は請求日から原則1週間以内に承認の可否を決定するものとする。

### ③慶弔金

- ・慶弔金に関する諸条件は次の通りとする。
  - (1)慶弔金の受給資格は、原則として満1年以上勤務の職員とする。
  - (2)職員が慶弔金を受けようとする時は、法人に対し届け出ることを要する。
  - (3)法人は届け出られた事象に対し、その事実を証する書類の提出を求めることができる。
  - (4)慶弔金については、以下の通りとする。

慶弔内容	金額
結婚祝金	20,000円
出産祝金	10,000円
弔慰金(本人の死去)	70,000円
弔慰金(配偶者・子供・父母の死去)	20,000円
弔慰金(同居の兄弟姉妹・祖父母・義父母の死去)	5,000円

- (5)上記以外に、葬儀における供花代や入院見舞金、被災見舞金など、状況により法人からの支給の必要が適当であると認められる場合には、30,000円以内において、理事長の判断により支給することがある。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 生活困窮・ホームレス自立支援 ガンバの会	事業年度	元年4月1日～2年3月31日
-----	--------------------------------	------	----------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 領
会費	654,000円
寄付金	10,298,593円
委託金	10,432,201円
交付助成金	7,689,895円
自立準備ホーム利用料	423,000円
貸付金返済	225,000円
一般会計受入額	2,534,000円
特別会計受入	2,755,000円
預かり保証金	1,481,000円
生活支援事業	952,521円
居宅介護事業	18,309,166円
自費サービス事業	641,685円
小規模多機能事業	17,044,805円
民間委託事業	11,637,000円
補助金収入	2,620,000円
就労継続B型収入	993,196円
清掃委託	872,700円
墓地利用料	255,000円
その他	2,069,858円
合 計	91,883,620円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
合 計	円

## (3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
		無利息(生活保護費等から金額のに応じて返済期間を定める)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
		無料
		許可年月日 平成22年1月1日
		障害者総合支援法に基づく
		許可年月日平成23年10月1日
		障害者総合支援法に基づく
		許可年月日平成23年11月1日
		障害者総合支援法に基づく
		許可年月日平成27年12月1日
		障害者総合支援法に基づく
		許可年月日平成30年11月1日

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,938,425 円	委託金
		5,160,000 円	委託金
		4,493,776 円	委託金
		6,477,000 円	委託金

(2) 支出の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		17,010,636 円	事務所賃借料・茶房賃借料
		2,292,000 円	賃借料（緊急宿泊設備）
		1,260,000 円	賃貸料（ガンバ夢茶房）
		1,102,107 円	複写機リース他
		480,000 円	駐車場賃借料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

## イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

#### ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

## 5 紹介の総額等に関する事項 [⑥紹介を得た職員の総数及び当該職員に対する紹介の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
給与支給延人員 420人	53,815,794円

#### 6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
該当なし				円
．．				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会		チェック欄																				
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるうち、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			<input checked="" type="checkbox"/>																				
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合																							
<p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>																							
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>																							
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人																							
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人																							
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります <sup>(注3)</sup> ）。																							
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人																							
6 次のいずれかに該当する法人																							
<p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 暴力団の構成員等の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無				イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>			ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>			ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>			二 暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>		
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無																							
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																						
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																						
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																						
二 暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>はい・いいえ</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人				はい・いいえ															
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人																							
はい・いいえ																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>はい・いいえ</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人				はい・いいえ															
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人																							
はい・いいえ																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>はい・いいえ</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人				はい・いいえ															
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人																							
はい・いいえ																							
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>はい・いいえ</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人				はい・いいえ															
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人																							
はい・いいえ																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">6 次のいずれかに該当する法人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>イ 暴力団</td> <td colspan="3">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</td> <td colspan="3">はい・いいえ</td> </tr> </table>				6 次のいずれかに該当する法人				イ 暴力団	はい・いいえ			ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ										
6 次のいずれかに該当する法人																							
イ 暴力団	はい・いいえ																						
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ																						

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援カンバの会					チェック欄																																																																														
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓																																																																														
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 □ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと																																																																																				
<p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">役員数</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th colspan="2">割合</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>(②÷①)</th> <th>(④÷①)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②</td> <td>元年4月1日～2年3月31日</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請時</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑩ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。</p> <p>□</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> </tr> <tr> <td>定款 第28条 「総会における正会員の表決は、1人(1団体)1票とする。」</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合		最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合	(②÷①)	(④÷①)	①	②	③	④	⑤	②	元年4月1日～2年3月31日	8人	0人	0%	0人	0%	⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑨	年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時		8人	0人	0%	0人	0%	各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	定款 第28条 「総会における正会員の表決は、1人(1団体)1票とする。」						
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合		最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数					割合																																																																									
				(②÷①)	(④÷①)																																																																															
①	②	③	④	⑤																																																																																
②	元年4月1日～2年3月31日	8人	0人	0%	0人	0%																																																																														
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																														
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																														
⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																														
⑨	年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																														
申請時		8人	0人	0%	0人	0%																																																																														
各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時																																																																														
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																																																														
定款 第28条 「総会における正会員の表決は、1人(1団体)1票とする。」																																																																																				

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表(次葉)

ハ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ」から「Ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」については、上記に記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓔ」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」については、上記に記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓔ」)を示したものです。	

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援カンパの会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数	8人	人	人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人

## 役員の内訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
副田 一朗		理事長	○						就任 平成 14. 12. 14
篠塚 正彦		副理事長	○						就任 平成 14. 12. 14
及川 智志		理事	○						就任 平成 30. 7. 1
山口真理子		理事	○						就任 平成 24. 7. 1
山本 美香		理事	○						就任 平成 25. 4. 25
眞島 豊		理事	○						就任 平成 26. 7. 1
伊見 真希		理事	○						就任 平成 26. 7. 1
谷口 壽子		監事	○						就任 平成 14. 12. 14

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援カンバの会		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	コンピューター出力	毎日	7年
仕訳日計表	コンピューター出力	四半期	7年
総勘定元帳	コンピューター出力	四半期	7年
残高試算表	コンピューター出力	四半期	7年

## (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援カンパの会						チェック欄																																			
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							<input checked="" type="checkbox"/>																																			
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと																																										
口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと																																										
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること																																										
二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること																																										
<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>申請時</th> </tr> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> </table>								項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時																																				
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				
<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>申請時</th> </tr> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対する報酬の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> </table>								項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	役員等又は役員等が支配する法人に対する報酬の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時																																				
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				
役員等又は役員等が支配する法人に対する報酬の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																				

## (注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓				
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>						
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>		同 意		する	しない	
同 意						
する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
二	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>					

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会
-----	------------------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無 <input type="checkbox"/>	有・無 <input type="checkbox"/>	有・無 <input type="checkbox"/>	有・無 <input type="checkbox"/>	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

「認定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓔ」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓔ」)を示したものです。